

外国人観光客受入環境整備促進事業補助金 Q & A

1 制度について

Q1-① この事業を創設した目的は何ですか？

⇒A. 新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ外国人観光客の更なる誘致を促進するため、無料公衆無線LANや外国語案内表示などの受入環境整備に対する支援を行い、宮城県を訪れる外国人観光客の利便性を向上させることを目的として制度を創設しました。

2 対象者

Q2-① 個人事業主も対象になりますか？

⇒A. 対象になります。

Q2-② 社団法人、財団法人、NPO法人等は対象になりますか？

⇒A. 対象になります。

3 対象施設

Q3-① 補助対象の「知事が特に認める観光集客力のある施設」とは何ですか？

⇒A. 施設自体に観光集客力のある施設又は専ら観光客の利用に供される施設が対象です。

施設が観光資源として広く理解が得られるものである場合、補助対象として認める場合がありますので、お問い合わせください。

Q3-② 補助対象の「県内を訪れる多くの観光客が利用し、知事が特に認める運輸施設等を経営する民間事業者」とは何ですか？

⇒A. 外国人観光客が宮城県を訪れる際に多く利用される運輸施設が対象になります。

Q3-③ 宿泊施設の客室に無料の公衆無線LANを設置する場合は対象になりますか？

⇒A. 対象になります。

Q3-④ 施設が複数ありますが、全て対象となりますか？

⇒A. 各々の施設が補助対象施設の要件を満たしていれば補助の対象となります。対象となる施設について、同年度に複数同時に整備する場合は、補助対象経費を合算したものから2分の1以内で70万円が上限となります。

Q3-⑤ 外国人観光客の利用がない施設ですが、対象になりますか？

⇒A. 外国人観光客の利便性向上を目的としていますが、申請時点で外国人観光客の利用がないことで対象外にはなりません。今後、外国人観光客の利用を目指すのであれば対象となります。

4 対象車両

Q4-① 「民間交通事業者が一定期間以上、仙台空港を発着とする路線を定めて定期的運行を行うもの」とはどういうことですか？

⇒A. 仙台空港からの二次交通確保を促すため、車両を本事業の補助対象施設等としているものです。そのため、「一定期間以上」については、概ね半年以上、継続するものとします。また、定期の運行については、原則毎日運行するものとします。

なお、財産処分制限期間中に補助金の交付を受けた財産について目的外使用や財産処分を行った場合は、半年以上継続運行していたとしても、基本的に補助金の返還を要することになりますので、注意してください。

Q4-② イベントの時期限定で運行している路線バスですが、対象になりますか？

⇒A. 半年未満の短期間の運行の場合は、対象にはなりません。

Q4-③ 仙台空港を出発し、仙台駅と松島海岸の2ヶ所に停車する路線バスですが、対象になりますか？

⇒A. 仙台空港アクセス線により二次交通手段の確保がなされていることから、仙台駅周辺などの空港アクセス線沿線（仙台空港～仙台駅間）の各駅周辺は、本事業の県内観光地に該当しないこととします（ただし、停車することを妨げるものではありません）。よって、質問の路線は補助対象にはなりません。

Q4-④ 一度本補助金の交付を受けた後、補助金交付対象となっている路線の終着点のみを変更した路線を新設しました。対象になりますか？

⇒A. 2回目以降の申請で補助交付対象となる路線は、発着点の仙台空港以外の停車地（観光地）が既に補助交付対象となっている路線と重複していないことが必要です。よって、質問の路線は補助対象にはなりません。

5 対象経費

Q5-① 補助対象となっている整備は既に行っておりますが、対象となりますか？

⇒A. 対象にはなりません。交付決定後に新たに設置した整備が補助の対象です。

Q5-② 既に設置済みの無料公衆無線LANに追加して、新たに無料公衆無線LANを設置する場合は対象となりますか？

⇒A. 新たに設置する無料公衆無線LANは対象になります。

Q5-③ 既に設置している無料の公衆無線LANについて、無線LAN親機を新しいものに交換したり、回線を速度が早いものに変更したりするなど、改修や増強をする場合は対象になりますか？

⇒A. 新たに改修や増強をする場合は対象になります。

Q5-④ 無料公衆無線LANにパスワードなどを設定してよいですか？

⇒A. 利用者が、スマートフォンなどの端末を使って無料で無線LANを利用できる環境であれば、パスワード設定の有無は問いません。事業者の責任で適切に運用してください。

Q5-⑤ 無料公衆無線LANや外国語表示の整備に伴うレンタル・リース代やランニングコストは、補助対象となりますか？

⇒A. 対象になりません。

6 他の支援制度との併用

Q6-① 本事業に対して、他の補助金を受け入れた場合はどうなりますか？

⇒A. 本事業の交付決定を受けた後に、県で実施する他の補助金の交付決定を受けた場合は、本補助金を受けとることはできません。国等で実施する補助金についての詳細はお問い合わせください。

7 事業期間

Q7-① いつから事業を開始すればよいですか？

⇒A. 交付決定の通知以前に行った事業の経費は補助の対象になりません。交付決定の通知を受けてから事業に着手してください。

Q7-② 事業期間を令和7年4月以降にすることはできますか？

⇒A. 令和7年2月29日までの期間としなければなりません。

8 申請方法

Q8-① 閉庁日（土、日、祝日）でも受け付けてもらえますか？

⇒A. 閉庁日は受け付けできません。郵送による申請が可能ですので、平日に都合が悪い方は、県庁観光戦略課宛てに郵送してください。

Q8-② 電子メールでの申請も可能ですか？

⇒A. 電子メールでの申請はお受けできません。

注) 募集期間内でも予算の上限に達した場合には、募集を終了することがあります。御了承願います。

9 補助金の交付

Q9-① 申請後、交付決定までのスケジュールは、どの様になっていますか？

⇒A. 申請があった書類を順次審査し、交付決定の可否について申請者全員に通知する予定です。

Q9-② 補助事業者は、どのように決定されますか？

⇒A. 受付したものから順次、補助対象者の資格要件等を審査し予算の範囲内で決定します。

Q9-③ 補助金の支払いはいつごろの予定ですか？

⇒A. 事業が完了したことを県が確認検査してから、お支払いします。

Q9-④ 手持ちの資金が無い場合、工事業者への支払い資金として概算払いを受けることは可能ですか？

⇒A. 概算払いはしません。事業が完了してからの精算払いとなります。